

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

						整理番号	21
補助金等名称	三田市地域光回線整備支援事業補助金				担当課	情報推進課	
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目
	小事業	22	地域情報化推進事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 非常時への備え		(市の取り組み)		情報伝達体制の強化		

補助金等の概要	
分類区分	建設事業補助 <b>【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】</b> ・【地域対象】
補助期間	(開始) 28年度 ~ (終了) 37年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市地域光回線整備支援事業補助金交付要綱、三田市地域光回線整備支援事業に関する基本協定書
補助目的	防災上の観点からリアルタイムな防災・気象情報を入手できるように民間通信事業者が行う整備事業費(民設民営方式)の一部を補助することにより、市内の光回線未整備集落の解消を進め、安心・安全なまちづくりを推進すると同時に、平時における生活の利便性の向上を図ることを目的とする。
補助対象者	日本国内において光サービスを提供している電気通信事業者で、三田市と地域光回線整備事業に関する協定を締結した者
補助対象事業	地域光回線整備事業
補助対象経費	光サービスを提供するために必要となる施設のうち、センター施設から分岐装置等(加入者宅への引込線の直前に設置するもの)までの加入者系伝送路の施設整備に要する経費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( / ) ・ その他( ) 上限額( 113,000 ) 千円

補助金等の交付実績				
	29年度	28年度	27年度	
交付先	株式会社ケイ・オブティコム	株式会社ケイ・オブティコム		
実施又は運営等に当たって要した費用①	20,551,804 円	27,889,896 円	0 円	
うち、補助対象経費	20,551,804 円	27,889,896 円		
財源内訳	市補助金②	19,700,000 円 <b>95.9%</b>	20,700,000 円 <b>74.2%</b>	0 円
	一般財源	19,700,000 円 95.9%	20,700,000 円 74.2%	
	国・県費		0.0%	0.0%
	その他		0.0%	0.0%
	国・県補助金③			
	自己資金④	851,804 円	7,189,896 円	0 円
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金	851,804 円	7,189,896 円	

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	下記地区に対する整備 川原、末吉、布木、田中、十倉、酒井、下里、小柿	下記地区に対する整備 上青野、下青野	下記地区に対する整備 上内神、中内神、下内神、東山、末、小野、乙原、波豆川、木器
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	下記地区に対する整備 上青野、下青野、波豆川(一部)	下記地区に対する整備 上内神、中内神、下内神、東山、末、小野、乙原、波豆川、木器	-

補助金等名称	三田市地域光回線整備支援事業補助金	担当課	情報推進課
--------	-------------------	-----	-------

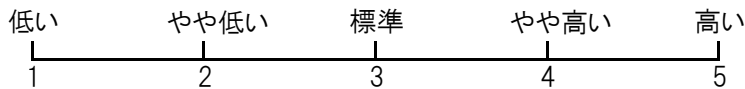
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

<b>適切</b>	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市内には不採算を理由に民間通信事業者が光回線による高速なインターネット接続サービスを提供していない地域が存在し、防災上の観点などから環境整備が求められている。整備手法として、市が直営で光回線を整備することは設備の維持・更新経費等の後年度負担が大きいことから、民設民営方式による民間通信事業者の整備費用の一部を補助金で支援することが適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	国として、不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることを方針として掲げており、それを実現する地域光回線整備事業の公益性は高い。		5		
必要性 (5点)	上青野、波豆川などの地区から区長名で整備要望書が市に提出されるなど、地区住民からの要望が強い。災害時には行政防災無線を補完する防災情報の伝達手段として、平常時には生活の利便性の向上のための通信手段として、その必要性は高い。		5		
有効性 (5点)	市内ほぼ全域に光回線による高速なインターネット接続環境を整備することにより市内の情報格差が是正される。		5		
公平性 (5点)	地域光回線整備支援事業者選定委員会を設置し、三田市の入札参加資格名簿に登録があり、インターネット接続サービスの仕様を満たす複数の事業者の中から補助金の交付先を選定しており、公平性が確保できている。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(113,000,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	民間事業者が不採算となる地域に光回線を整備をするためには、採算ベースに乗るために必要な整備費用を支援する必要があるため。	
	交付要綱、並びに協定書に定められた金額の支出であり、交付手続や補助事業者の補助金の使途は適切である。			5	
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
I: <b>継続</b> II: 見直し    III: 廃止 (具体的内容) 地域光回線整備支援事業補助金は、交付要綱、及び協定書に基づき、平成28年度から平成37年度までの10年間にわたり補助金の交付を行う予定である。	I: 継続    II: 見直し    III: 廃止 (具体的内容)	I: 継続 II: 見直し III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	23
------	----

補助金等名称	三田市民病院事業会計補助金				担当課	財政課	
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	病院費	目
	小事業	1158	病院会計支出金				
総合計画施策体系	(取り組み目標)	地域医療	(市の取り組み)	市民病院の充実			

<b>補助金等の概要</b>	
分類区分	その他 <b>【 市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象 】</b>
補助期間(開始)	平成 21 年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市公営企業会計補助金交付要綱
補助目的	地方公営企業法第17条の3に基づいて各公営企業会計へ補助金を交付することにより、同企業会計の円滑な運営を進める。
補助対象者	三田市民病院
補助対象事業	三田市民病院事業
補助対象経費	医師・看護師等の研究研修、院内保育所の運営、医師・看護師確保対策、経営の安定化及び地方公営企業職員に係る児童手当等に要する経費等
補助金額又は補助率	その他(予算の範囲内において、地方公営企業繰出基準に基づき算出した額及び市長が特に必要と認めた額)

<b>補助金等の交付実績</b>		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市民病院	三田市民病院	三田市民病院			
実施又は運営等に当たって要した費用①		408,941,417 円	386,047,572 円	382,856,677 円			
うち、補助対象経費		408,941,417 円	386,047,572 円	382,856,677 円			
財源内訳	市補助金②	408,941,417 円	<b>100.0%</b>	386,047,572 円	<b>100.0%</b>	382,856,677 円	<b>100.0%</b>
	一般財源	408,941,417 円	100.0%	386,047,572 円	100.0%	382,856,677 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

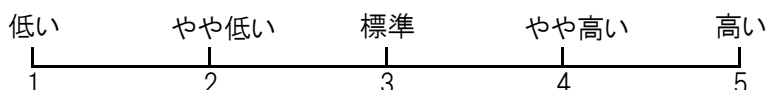
<b>補助の効果</b>			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	収益的収支 48,738千円	収益的収支 △93,931千円	収益的収支 △282,786千円

補助金等名称	三田市民病院事業会計補助金	担当課	財政課
--------	---------------	-----	-----

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)  
 補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市の行うべき事業について公営企業という形態をとっていることにより、補助金を交付しているものであるため。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。  
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)						
必要性 (5点)						
有効性 (5点)						
公平性 (5点)						
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( ) 円	a以外の補助率等を採用する理由			
合 計(25点満点)				0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 公営企業に対する補助金であり、引き続き交付する。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	24
------	----

補助金等名称	三田市水道事業会計補助金			担当課	財政課			
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	水道費	目	水道費
	小事業	1162	水道会計支出金					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	水道供給	(市の取り組み)	経営基盤の強化				

補助金等の概要	
分類区分	その他 <b>【 市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象 】</b>
補助期間(開始)	平成 21 年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市公営企業会計補助金交付要綱
補助目的	地方公営企業法第17条の3に基づいて各公営企業会計へ補助金を交付することにより、同企業会計の円滑な運営を進める。
補助対象者	三田市水道事業会計
補助対象事業	三田市水道事業
補助対象経費	上水道の広域化対策に要する経費、統合前の簡易水道の建設改良に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費等
補助金額 又は補助率	その他(予算の範囲内において、地方公営企業繰出基準に基づき算出した額及び市長が特に必要と認めた額)

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市水道事業会計		三田市水道事業会計		三田市水道事業会計	
実施又は運営等に当たって要した費用①		51,184,779 円		52,419,176 円		23,663,440 円	
うち、補助対象経費		51,184,779 円		52,419,176 円		23,663,440 円	
財 源 内 訳	市補助金②	51,184,779 円	100.0%	52,419,176 円	100.0%	23,663,440 円	100.0%
	一般財源	51,184,779 円	100.0%	52,419,176 円	100.0%	23,663,440 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

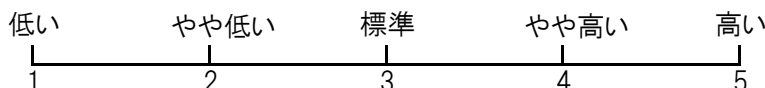
補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)				
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		収益的収支 598,979千円	収益的収支 649,725千円	収益的収支 536,163千円

補助金等名称	三田市水道事業会計補助金	担当課	財政課
--------	--------------	-----	-----

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)  
 補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市の行うべき事業について公営企業という形態をとっていることにより、補助金を交付しているものであるため。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。  
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)						
必要性 (5点)						
有効性 (5点)						
公平性 (5点)						
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( ) 円	a以外の補助率等を採用する理由			
合 計(25点満点)				0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 公営企業に対する補助金であり、引き続き交付する。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止
---	--	--

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	25
------	----

補助金等名称	三田市下水道事業会計補助金			担当課	財政課			
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費 土木費	項	保健衛生費 都市計画費	目	生活排水対策費 下水道費
	小事業	(1107)特定環境保全公共下水道事業支出金、(1109)農業集落排水事業支出金、(1111)コミュニティ・プラント事業支出金、(1779)下水道事業会計支出金						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 自然環境の保全		(市の取り組み) 公共下水道・生活排水処理の推進					

<b>補助金等の概要</b>	
分類区分	その他 <b>【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】</b>
補助期間(開始)	平成 21 年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市公営企業会計補助金交付要綱
補助目的	地方公営企業法第17条の3に基づいて各公営企業会計へ補助金を交付することにより、同企業会計の円滑な運営を進める。
補助対象者	三田市下水道事業会計
補助対象事業	三田市下水道事業
補助対象経費	雨水処理、分流式下水道等、流域下水道の建設、高度処理、下水道事業債の償還、コミュニティ・プラント事業及び地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費等
補助金額 又は補助率	その他(予算の範囲内において、地方公営企業繰出基準に基づき算出した額及び市長が特に必要と認めた額)

<b>補助金等の交付実績</b>							
		29年度		28年度		27年度	
交付先				三田市下水道事業		三田市下水道事業	
実施又は運営等に当たって要した費用①		815,949,423 円		890,878,888 円		926,569,000 円	
うち、補助対象経費		815,949,423 円		890,878,888 円		926,569,000 円	
財源内訳	市補助金②	815,949,423 円	100.0%	890,878,888 円	100.0%	926,569,000 円	100.0%
	一般財源	815,949,423 円	100.0%	890,878,888 円	100.0%	926,569,000 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

<b>補助の効果</b>				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)				
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		収益的収支 61,456千円	収益的収支 93,220千円	収益的収支 19,141千円

補助金等名称	三田市下水道事業会計補助金	担当課	財政課
--------	---------------	-----	-----

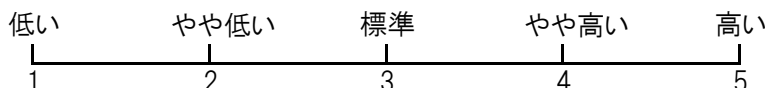
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市の行うべき事業について公営企業という形態をとっていることにより、補助金を交付しているものであるため。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
	補助率等		a以外の補助率等を採用する理由			
公益性(5点)						
必要性(5点)						
有効性(5点)						
公平性(5点)						
妥当性(5点)	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円		a以外の補助率等を採用する理由			
合計(25点満点)				0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 公営企業に対する補助金であり、引き続き交付する。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止
---	--	--